

監査の結果に係る措置通知書

監 査 対 象 部 局	保健福祉部
監 査 の 種 類	令和５年度 定期監査（５監第84号 令和６年１月26日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	令和６年４月１８日

指摘一覧	措置通知日
是正改善を要する事項	
1 収入事務（その１） 収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。	令和６年 ４月18日
2 収入事務（その２） 日常生活用具給付手数料に係る収入事務において、督促が行われていない例が認められた。	令和６年 ４月18日
3 支出事務（その１） 出産支援金の支給事務において、支援金の算定に誤りのある例が認められた。	令和６年 ４月18日
4 支出事務（その２） 補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。	令和６年 ４月18日
5 支出事務（その３） 重度心身障害者交通費助成に係る支出事務において、助成決定者に対し、要綱に定める通知書の送付が行われていない例が認められた。	令和６年 ４月18日
6 支出事務（その４） 支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。	令和６年 ４月18日
7 契約事務（その１） 契約事務において、設計書の決定に係る専決がなされていない例が認められた。	令和６年 ４月18日
8 契約事務（その２） プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。	令和６年 ４月18日

指摘一覧		措置通知日
9	契約事務（その3） 契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切でない例が認められた。	令和6年 4月18日
10	財産管理事務（その1） 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。	令和6年 4月18日
11	財産管理事務（その2） 収入印紙の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。	令和6年 4月18日

是正改善を要する事項	措置した内容等
1 収入事務（その1） 収入事務において、指定金融機関等への払込みが遅延している例が認められた。 【事例1】勿来・田人地区保健福祉センター ※ 保育所利用者負担金として令和5年4月25日（火）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月26日（水）までに払い込まなければならないが、同月27日（木）に払い込まれていた。【類例1件あり】 （勿来・田人地区保健福祉センター） 【事例2】保健所総務課 ※ 保健所総務課における医事関係許可等手数料、生活衛生課における食品営業許可手数料及び検査課における試験検査手数料として令和5年4月12日（水）に受領した現金については、市財務規則第49条の3第1項の規定に基づき、遅くとも指定金融機関等の翌営業日である同月13日（木）までに払い込まなければならないが、同月14日（金）に払い込まれていた。 なお、これらの手数料に係る徴収事務は各課で行うが、総務課が一括して翌営業日に金融機関等へ払い込んでいるものである。 （保健所総務課）	〔指摘事項が発生した原因〕 当該案件につきましては、金融機関の営業時間外に収入があったものですが、翌平日である4月26日に金融機関への払込を失念し、収入があった2日後に払込をしたため遅延したものです。 〔措置した内容〕 指定金融機関への払込にかかる手順書を作成し、庶務係内で共有するとともに、毎朝及び正午に金庫内の確認を行うこととしました。 〔指摘事項が発生した原因〕 日常的に金融機関への払込を行っていた職員が本件発生当日休暇を取得していたことや4月中は未だ保健所総務課においても職員総出で新型コロナウイルス感染症対策への対応に当たっていた状況下であり、本課執務室内の職員不足が慢性的に発生していた時期でもあったことから、結果的に職員間での払込事務に対する意識の希薄化が生じてしまい、当日の金融機関の営業時間の経過を認識しないままに発生に至ったものです。 〔措置した内容〕 金庫内の収入金について、毎朝のレジ準備に伴う一連の作業として、金庫内の公印や切手、保管つり銭とセットで取り出すようにし、担当者と係長がダブルチェックするというこれまでの体制を引き続き維持しながら、朝礼時に、当日の払込事務(所内他課分を含む)の有無を、課全体で情報共有し、職員間において確認を徹底して行うこととしたところ です。 これにより、課内の職員誰もが、適切な払込事務に意識が向くための環境整備を図ったと

是正改善を要する事項	措置した内容等
2 収入事務（その2） 日常生活用具給付手数料に係る収入事務において、督促が行われていない例が認められた。 ※ 日常生活用具給付手数料について、納期限である令和5年4月25日を過ぎても債務を履行しない者に対し、市債権管理条例施行規則第3条の規定に基づき、納期限後20日以内（同年5月15日まで）に書面により督促をしなければならないが、督促が行われていなかった。【類例1件あり】 （障がい福祉課） 3 支出事務（その1） 出産支援金の支給事務において、支援金の算定に誤りのある例が認められた。 ※ 出産支援金の支給事務において、支援金の額は、市出産支援金支給条例第4条の規定により、出生児を出産した時点において受給資格者である父又は母が養育する児童の数に応じ定められているが、令和5年6月12日付で支給決定した12件のうち1件について、出生児を第2子として65,000円支給すべきところ、第3子として80,000円支給していた。 （常磐・遠野地区保健福祉センター）	ころです。 今後においては、同様の事案が生じることがないように取り組んでいきます。 〔指摘事項が発生した原因〕 市債権管理条例に基づいた督促の必要性については認識していたものの、督促の時期について組織としての認識不足により手続きを失念したことから発生したものです。 〔措置した内容〕 令和6年1月に書面による督促を実施しました。 なお、今般の事案を踏まえ、課内の関係職員（課長、課長補佐、係長、担当者）で事務の流れおよび督促の重要性について再確認を行いました。 今後、同様の誤りが発生しないよう、徴収簿の確認を担当者が定期的に行い、係長、課長補佐による再確認、課長による最終確認を経て、納期限を過ぎている債権があった場合は、市債権管理条例及び同施行規則に基づき、適切な事務の執行に努めてまいります。 〔指摘事項が発生した原因〕 出産支援金を算定する際の養育児童は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものとなっておりますが、今回、18歳（平成16年生まれ）、2歳、出生児の3人の子どもがいる世帯について、18歳の子については、18歳に達して以後最初の3月31日を過ぎていることから、養育児童には数えず、出生児が第2子となり、65,000円を支給すべきところを、組織として生年月日の確認を十分に行わなかったことから、出生児を第3子に数えてしまい、80,000円を支給し、過支給が生じたものです。

是正改善を要する事項	措置した内容等
4 支出事務（その2） 補助金の交付事務において、添付すべき書類の提出がないまま申請書等を受理し、交付決定を行っている例が認められた。 【事例1】地域包括ケア推進課 ※ 市つどいの場合創出支援事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書を添付しなければならないところ、継続申請分（252団体）の添付はあったものの、新規申請分（7団体）の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。 （地域包括ケア推進課）	〔措置した内容〕 過支給となった方に対しては、監査での指摘を受け、令和5年8月8日に、認定に誤りがあり過支給となった旨、過支給分については返還が必要な旨説明、謝罪しました。また同日付で過誤払金整理書（兼減額支出負担行為）を起票のうえで、返納通知書兼領収証書を送付し、過払い金について令和5年8月18日に返納いただいております。 今後につきましては、窓口における申請書記入の際に、養育児童の記載範囲の案内を徹底するとともに、支給事務及び決裁の際にも養育児童の対象年齢の確認を徹底し、再発防止に努めて参ります。 〔指摘事項が発生した原因〕 申請団体が新設であり、市補助金等交付規則第12条第1項第1号の規定による収支決算書がないことから、市補助金等交付規則第4条第1項第3号の規定による前年度決算書も提出することができないと判断し、添付の省略をしていたところです。 〔措置した内容〕 前年度の収支決算書の提出が出来ない新設の団体の取り扱いについては、市補助金等交付規則第4条第2項の規定により、「前年度決算書」の省略が可能と判断し、「いわき市つどいの場合創出支援事業補助金交付要綱」を改正し、令和6年4月1日からは、前年度決算書のない新設の団体については、提出を省略することとしました。

是正改善を要する事項	措置した内容等
【事例2】保健所地域保健課 ※ 市フッ化物洗口事業補助金の交付事務において、市補助金等交付規則第4条第1項第2号及び第3号の規定による収支予算書及び前年度決算書の添付がないまま申請を受理し、交付決定していた。【類例2件あり】 (保健所地域保健課)	〔指摘事項が発生した原因〕 市フッ化物洗口事業補助金の交付事務については、同補助金交付要綱第6条の規定に基づき事務処理を行っていたところであり、市補助金等交付規則第4条第1項に定める収支予算書及び前年度決算書の添付について、課内での確認が失念していたことから、今回、発生したものです。 〔措置した内容〕 令和5年度補助金の実績報告や令和6年度補助金の交付申請を行う幼稚園や保育所等に対し、添付書類に収支予算書及び前年度決算書を添付して提出するよう、令和6年3月に通知したところです。 また、補助金交付申請書受理後の交付決定事務に際しては、収支予算書及び前年度決算書が添付されていることを確認のうえ、起案決裁することを、改めて課内で共有したところです。 今後においては、同様の事案が生じることがないように取り組んで参ります。
5 支出事務（その3） 重度心身障害者交通費助成に係る支出事務において、助成決定者に対し、要綱に定める通知書の送付が行われていない例が認められた。 ※ 重度心身障害者交通費助成に係る支出事務において、市重度心身障害者交通費助成事業実施要綱第5条第2項に基づき、助成可否の決定後、速やかに重度心身障害者交通費助成決定・却下通知書（第2号様式）により申請者へ通知しなければならないが、令和5年6月5日付で助成を決定した者に対し、要綱に定めのない支払通知書のみを送付しており、要綱に規定する決定通知書を送付していなかった。【類例22件あり】	〔指摘事項が発生した原因〕 重度心身障害者交通費助成決定・却下通知書については、MCWEL障がい者総合支援システムから一括して出力する「重度心身障害者交通費助成支払通知書」と内容が重複することから、要綱に定めのない支払通知書のみを送付し、要綱に規定する決定通知書については送付していなかったところです。 〔措置した内容〕 令和5年11月支給決定分から、従来から送付している支払通知書に加え、要綱に規定する決定通知書を送付することとしました。 今後につきましても、要綱の規定に基づき、適切な事務処理に努めて参ります。 (常磐・遠野地区保健福祉センター)

是正改善を要する事項	措置した内容等
なお、内郷・好間・三和地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。 (常磐・遠野地区保健福祉センター、内郷・好間・三和地区保健福祉センター)	〔指摘事項が発生した原因〕 令和４年度、令和３年度の当該交通費助成の起案書を確認したところ、決定通知が添付されていなかったため、要綱に定めのない支払通知書のみを作成、出力し、送付しており、要綱に定めのある重度心身障害者交通費助成決定・却下通知書を申請者へ通知することを失念していたことが原因です。 〔措置した内容〕 重度心身障害者交通費助成決定・却下通知書の送付については、令和５年９月申請分（令和５年10月17日付発出）より支払通知書添付の上、実施し是正を行っています。 (内郷・好間・三和地区保健福祉センター)
6 支出事務（その４） 支出事務において、支出負担行為の手続きが行われていない例が認められた。 ※ 令和５年６月14日付けで、市シルバーにこにこふれあい事業補助金（シルバーピアード2023）の交付決定をしているが、監査実施時点（令和５年９月11日）において、市財務規則第62条の規定に基づく支出負担行為書の作成が行われていなかった。 【類例１件あり】 (介護保険課)	〔指摘事項が発生した原因〕 市シルバーにこにこふれあい事業補助金につきましては、令和５年６月14日の交付決定に基づき同日付で正担当において、支出負担行為を起票し、副担当及び係長が点検し、課長の最終確認を経て実施すべきところ、それぞれの確認行為が不十分であったために、実施されていなかったものです。 〔措置した内容〕 監査での指摘後、速やかに処理し、令和５年６月14日付の支出負担行為を行いました。 なお、今般の事案を踏まえ、改めて支出負担行為の庶務事務に係る正担当の事務処理、副担当及び係長による点検、課長による最終確認までの流れを課内で共有したところであり、再発防止に向けて正副担当による定期的な事務処理状況の確認を行って参ります。
7 契約事務（その１） 契約事務において、設計書の決定に係る専	〔指摘事項が発生した原因〕

是正改善を要する事項	措置した内容等
決がなされていない例が認められた。 ※ いわき市休日夜間急病診療所診療報酬請求業務委託の契約事務においては、その設計額が1,000万円未満であることから、設計書の決定について課長の専決事項となっているが、専決がなされていなかった。 (地域医療課)	いわき市休日夜間急病診療所報酬請求業務委託の起工兼入札執行伺の決裁時に、課長が設計書を含む書類内容の確認を行い、決裁の押印をしましたが、設計書のみ押印が漏れてしまったものです。 〔措置した内容〕 監査での指摘後、速やかに設計書に、押印しました。 今後においては、同様の事案が生じることがないように、決裁後の書類の押印漏れ等の確認を担当者及び課長補佐が行って参ります。
8 契約事務（その2） プロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務において、市プロポーザル方式の実施に関するガイドラインに定める必要な手続きがとられていない例が認められた。 ※ プロポーザル方式の実施において、市入札参加有資格者名簿に登録されていない者を参加させようとする場合は、市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン第7条第3項に規定する書類を提出させ、所管課において審査を行った上で、参加の可否を判断することとされている。 令和5年度共に創る健康づくり推進事業健康動画等情報発信業務委託に係る公募型プロポーザルの実施においては、市入札参加有資格者名簿に登録されていない参加申込者について、暴力団等排除措置対象者照会に係る同意書を提出させていたものの、審査の過程において警察に対し暴力団等の該当性情報の照会を行わないまま、参加資格を有するものと認め、プロポーザル方式による受託候補者選定に参加させていた。 (健康づくり推進課)	〔指摘事項が発生した原因〕 ガイドラインに基づき、提出後、速やかに警察等関係機関へ照会するべきところ、組織全体として、最優秀提案者や次点該当事業者が入札参加要件を満たしていない場合に調査すると誤った解釈を持っており、審査会の結果、最優秀提案者や次点ともに、入札参加資格者であったため、調査を実施していませんでした。 〔措置した内容〕 令和6年度以降のプロポーザル方式による業務受託候補者の選定事務におけるチェックリストを更新し、「市入札参加有資格者名簿に登録のない参加申込者については、暴力団等排除措置対象者の該当性の有無を警察等関係機関へ照会する」といった項目を追加しました。今後はこのチェックリストを起案書に添付することにより、組織としてチェック体制を強化し、適切に対応して参ります。

是正改善を要する事項	措置した内容等
9 契約事務（その3） 契約事務において、地方自治法施行令第167条の2第1項を適用した随意契約に関する事務が適切でない例が認められた。 ※ いわき市生活保護診療報酬明細書点検等業務委託において、対面による指名競争入札を行ったところ、1者を除き入札辞退の意思が表示され、入札を中止したことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき）は1者から入札の意思表示があったため該当しないが、当該入札結果を報告しないまま、同号を適用して随意契約を締結していた。 なお、地域医療課においても、同様の例が認められた。 （保健福祉課、地域医療課）	〔指摘事項が発生した原因〕 随意契約について、地方自治法施行令第167条の2第1項の規定を十分に理解せず、当該入札における入札結果を報告しないまま随意契約を締結したものです。 〔措置した内容〕 1者入札となった場合の契約方法について、契約課に確認した結果、契約事務を進めるにあたっての考え方が示されたことから、当該方法を踏まえ、契約事務にあたることとします。 今後につきましても、契約事務の進め方を理解したうえで、地方自治法施行令などを遵守するとともに、入札を執行するにあたり、不明な点がある場合は、その都度、契約課に確認し、同様の誤りが発生しないよう適切な契約事務の執行に努めて参ります。 （契約課確認） 「指名競争入札」の場合は、参入可能である業者があるうちは、指名替えを行ったうえで入札を何度でも実施することとなる。 ただし、例外的な対応として、参入可能業者が限られる特殊な事案については、入札執行伺い時に参入可能業者全て指名したうえで、「本件は1者入札となった場合も入札を継続する」旨の意思決定を決裁権者から受けた場合に限り、入札を成立させることも可能である。 この場合は、参入可能業者の指名漏れがないよう十分に注意して業者選定を行わなければならない、業者選定の経過及び1者入札でも成立させる理由は文書として残す必要がある。
10 財産管理事務（その1） 郵便切手の管理に関する事務について、郵便切手等管理簿が整理されていない例が認められた。 ※ 郵便切手等については、市文書等管理規	〔指摘事項が発生した原因〕 郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった点については、郵便切手等管理簿（上段が受入、下段が払出の様式）へ記載す

是正改善を要する事項	措置した内容等
程第48条第4項の規定に基づき郵便切手等管理簿によりその受払いの状況を明らかにしておかなければならないが、監査実施時点（令和5年8月7日）において、郵便切手等管理簿が整理されておらず、郵便切手の現物と郵便切手等管理簿が一致していなかった。 なお、勿来・田人地区保健福祉センターにおいても、同様の例が認められた。 （平地区保健福祉センター、 勿来・田人地区保健福祉センター）	る際、払出枚数を受入欄へ間違って記載していた他、使用枚数の記載漏れや払出後の残数の計算誤りが積み重なり生じたものです。 〔措置した内容〕 監査実施時点以降、郵便切手等管理簿の担当者として健康係長を充て、他職員が郵便切手の受払や払出をした際、担当者が郵便切手等管理簿への記載内容と現物が一致していることの確認を徹底するとともに、月に1度、庶務担当係長による確認を併せて行うダブルチェックの体制とすることによって、適正な管理に努めて参ります。 （平地区保健福祉センター） 〔指摘事項が発生した原因〕 切手を使用した際に、郵便切手等管理簿への記載を怠り、切手の現物と郵便切手等管理簿が一致しなかったものです。 〔措置した内容〕 切手使用時に郵便切手等管理簿への記載を徹底するとともに、月に1度、担当者及び庶務係長が切手の現物と管理簿の確認を行うことしました。 （勿来・田人地区保健福祉センター）
11 財産管理事務（その2） 収入印紙の管理に関する事務について、会計別に整理されていない例が認められた。 ※ 収入印紙については、市財務規則第268条の規定に基づき会計別に整理しなければならないが、監査実施時点（令和5年9月29日）において、一般会計及び介護保険特別会計の収入印紙の受払いについて同一の収入印紙管理簿により整理されていた。 （保健福祉課）	〔指摘事項が発生した原因〕 成年後見制度市長申立てに係る手数料として収入印紙を家庭裁判所に提出しますが、精神や知的障がい者の申立費用は一般会計、認知症高齢者の申立費用は介護保険特別会計から支出することになります。 しかしながら、組織として市財務規則の規定の認識が不足していたことにより、管理にあたっては、一般会計と介護保険特別会計の会計別ではなく、同一の収入印紙管理簿を使用していたものです。

是正改善を要する事項	措置した内容等
	〔措置した内容〕 監査での指摘後、会計別に収入印紙管理簿を作成し、管理の仕方を改めました。 今後につきましても、市財務規則の規定に基づき、適切な管理に努めて参ります。